

議案第107号

幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

幕別町職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の幕別町職員等の旅費に関する条例第1条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。